

小規模事業者持続化補助金<一般型>の公募開始！

商工会の助言等を受けて、経営計画を策定して、販路開拓に取り組むことで

通常枠は上限 **50** 万円、特別枠は上限 **100** 万円又は **200** 万円

(補助率：2/3、特別枠の一部については3/4) の補助が受けられます！！

※複数の小規模事業者による共同申請は通常枠50万円×小規模事業者数(最高500万円)が上限
※特別枠の要件等については、裏面及び公募要領をご確認ください。

取組例

機械を導入

新商品の開発、生産をするための機械や設備を導入



広告宣伝

新たにテイクアウトを開始したことをPRするチラシの作成と配布



パッケージ変更

デザインを一新して、ブランド力向上し、顧客獲得を図る



店舗改装

座敷を個室化して、少人数客を取り込むために店舗改装



申請方法

郵送または電子申請（補助金申請システム：Jグランツ）

※電子申請は単独申請のみ対象

※電子申請は事前にGビズIDプライムアカウントが必要です。

受付締切

第11回：令和5年2月20日（月）

※申請には商工会の発行する支援計画書が必要です。**原則、締切日の1週間前までに商工会に申請書類を持参し、発行の手続きをしてください。**

※郵送の場合は、**当日消印有効**

公募要領等 [滋賀県商工会連合会](#)



応募にかかる詳細内容は、滋賀県商工会連合会HPにある公募要領をご覧ください。

滋賀県商工会連合会 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階

☎077-511-1470 <https://www.shigasci.net>

《対象事業》

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、創意工夫を凝らした販路開拓
創意工夫による売り方やデザイン改変、商品開発、チラシ作成、商談会参加、店舗改装等

《応募できる方》

商工会地区で事業を営む小規模事業者等

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）



| 業 種 | 常時使用する従業員数 |
|----------------------|------------|
| 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） | 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 20人以下 |
| 製造業その他 | 20人以下 |

※令和3年度に持続化補助金〈一般型〉〈低感染リスク型〉で採択・補助金を受けられた方は、再度申請可能となる時期が定められています。詳しくは公募要領別紙・参考資料をご確認ください。

《対象経費》

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費 ※共同申請の場合は、機械装置等費のみ対象経費

《申請類型一覧》



| 類 型 | 補助上限額 | 補助率 | 概 要 |
|----------|-------|------|--|
| 通常枠 | 50万円 | 2/3 | 小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援 |
| 成長・分配強化枠 | 200万円 | 2/3※ | 販路開拓の取り組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上（既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上）とする小規模事業者 ※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に上げるとともに加点による優先採択を実施。 |
| | | | 販路開拓の取り組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者 |
| 新陳代謝枠 | | | 販路開拓の取り組みに加え、アトツギ甲子園（ピッチイベント）においてファイナリストに選ばれた小規模事業者 |
| | | | 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む小規模事業者 |
| インボイス枠 | 100万円 | | 免税事業者であった事業者が、インボイス発行事業者として新たに登録し、あわせて販路開拓の取り組みを行う小規模事業者 |

インボイス枠に係る申請要件について

| | |
|----|---|
| 概要 | 免税事業者が適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応することに対し政策支援をするため、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録した事業者に対して、補助上限額を100万円へ引き上げ。 |
| 要件 | 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録が確認できた事業者であること。 <u>ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。</u> (注)共同申請の場合は、本枠で申請はできません(通常枠のみ申請可)。 |